



医政発第0819002号
平成16年8月19日

各都道府県知事 } 殿
各地方厚生局長 }

厚生労働省医政局長

病院会計準則の改正に伴う医療法人における
会計処理等に係る留意点について

今般、平成16年8月19日医政発第0819001号をもって病院会計準則の改正が通知されたことに伴い、標記については下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成4年7月1日付健政発第418号通知）」の記の第三の2（2）及び「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和61年6月26日付健政発第410号通知）」の記の第一の7中「病院会計準則（昭和58年8月22日付医発第824号厚生省医務局長通知）」を「病院会計準則（平成16年8月19日付医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知）」に改める。

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成4年7月1日付健政発第418号通知）」の記の第三の2（2）中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に、「老人保健施設会計・経理準則」（平成元年6月1日付老健第35号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）」を「介護老人保健施設会計・経理準則」（平成12年3月31日付老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知）」に改める。

なお、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成4年7月1日付健政発第418号通知）」の記の第三の2（2）及び（3）、「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（平成2年3月1日付健政発第110号通知）」の別添「運営管理指導要綱」のⅢの3（2）並びに「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和61年6月26日付健政発第410号通知）」の記の第一の7中「病院会計準則」とあるのは、平成16年8月19日医政発第0819001号による改正前の病院会計準則を含むものとする。

(参考)

医療法人の法人としての会計処理・決算届出に係る通知

アンダーラインの箇所、「病院会計準則」には、昭和58年8月22日付医発第824号厚生省医務局長通知の旧病院会計準則を含むものとする。

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について (抜粋)

(平成4年7月1日付健政発第418号)

第三 医療法人制度に関する事項

2 医療法人の会計処理

- (2) 法改正の趣旨に鑑み、病院又は老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」(平成16年8月19日付医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知)又は「老人保健施設会計・経理準則」(平成元年6月1日付老健第35号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)により会計処理するものとする。
- (3) 診療所のみを開設する医療法人にあつては、「病院会計準則」に準じて会計処理することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあつては、原則として「病院会計準則」に準じて会計処理するものとする。

○病院又は老人保健施設を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について (抜粋)

(平成2年3月1日付健政発第110号)

Ⅲ管理

3 会計管理

(2) 会計処理

- 1 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」又は「介護老人保健施設会計・経理準則」により処理するものとする。
診療所のみを開設する医療法人にあつては、「病院会計準則」に準じて処理することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあつては、原則として「病院会計準則」に準じて会計処理するものとする。

○医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について (抜粋)

(昭和61年6月26日付健政発第410号)

第一 医療法人制度に関する事項

7 決算の届出

- (1) 規則第33条に規定する決算の届出に係る書類のうち、貸借対照表及び損益計算書については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」(平成16年8月19日付医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知)又は「介護老人保健施設会計・経理準則」(平成12年3月31日付老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知)に基づき作成された貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。
- (2) 診療所のみを開設する医療法人にあつては、「病院会計準則」に準じて作成された貸借対照表及び損益計算書を提出することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあつては、原則として「病院会計準則」に準じて作成された貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。
- (3) 「病院会計準則」によりがたい場合にあつては、法人税の確定申告の際税務署に提出する添付書類である貸借対照表及び損益計算書の写しを提出することをもって足りるものとする。